

令和 8 (2026) 年度

## 兵庫区の多様な「かよい」の場 運営費助成申請の手引き



社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会  
兵庫区社会福祉協議会

## 1. 助成対象事業

本助成事業は、兵庫区内の多様な「かよい」の場を通じて地域福祉の向上や地域共生社会の推進に資する活動にご活用いただくため対象事業を公募審査のうえ選定します。

(1) 兵庫区内の多様な「かよい」の場を通じて地域福祉の向上や地域共生社会の推進に資する取り組みや事業

(2) (1) の事業で、他の助成事業と重複していない事業（新規・継続は不問）

※助成を受けた団体が、助成事業の内容を拡充して継続実施する場合に限り、3年を限度に申請することができます。その場合も、年度ごとに所定の申請手続きを行ったうえ、審査によって採択されることが必要となります。

＜取り組み事例＞

- ・高齢者や児童、障がい者など、すべての区民が集える地域の拠点づくり
- ・様々な世代の住民と社会的な支援を必要とする者との相互交流を図るもの
- ・地域福祉活動への新たな担い手の参入を促進するもの
- ・地域や関係者のネットワークを構築するもの
- ・上記に挙げるもののほか、地域共生社会の実現に向けた活動と認められるもの

## 2. 助成対象団体・グループ

社会福祉団体、地域活動グループ等、営利を目的としない団体・グループ

※法人格の有無は問いません。

＜対象団体・グループの例＞

当事者団体、ボランティアグループ、子育て・障がい者・高齢者支援グループ、福祉施設・事業所、NPO 法人等

※政治的活動や宗教的活動の要素のある取り組みや事業、暴力団または暴力団と密接な関係のある団体、介護保険事業や障害福祉サービス等の事業実施にかかる費用報酬等により支弁される事業は対象外。

※原則、団体・グループ名の金融機関口座がある、または開設することを要します。

## 3. 対象事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間に実施する事業

※審査結果決定前（4月末時点）に完了する事業は対象外です。

## 4. 助成金額

(1) 上限 40 万円

※申請は1団体・グループあたり1件に限ります。

※申請額を減額して助成決定することがあります。

(2) 助成総額（予算額） … 120 万円

※応募状況や審査結果により、助成総額が 120 万円を下回る場合があります。

## 5. 対象経費

事業実施にかかる経費全般を対象としますが、スタッフの報酬等、団体の経常的な運営経費は対象外です。

○対象となる経費	
交 通 費	活動に要する電車・バス・ガソリン代等の実費
謝 金	事業を行うことで必要とする団体関係者以外の外部講師への謝金
賃 借 料	家賃(当該事業に直接供する額)、会場費、当該事業に必要な物品の借上料
光 熱 水 費	必要となる光熱水費
消 耗 品	コピー用紙、文具の購入費、イベント・行事等における原材料費
印 刷 費	チラシ、資料印刷費、コピー代
通 信 費	電話代、郵便代
使 用 料	会場代、機器のレンタル代
備 品 費	恒久的に使用する単価10,000円以上のもの
保 険 料	ボランティア共済・行事用保険掛金
手 数 料	銀行振入手数料
修 繕 費	備品、器材の修理、活動拠点の修繕費(助成事業を実施するために必要な修繕に限る)
参 加 費	研修会参加費
そ の 他	審査で必要と認められたもの
○対象とならない経費	
人 件 費	団体関係者(会員・構成員等)が講師となる場合の謝金、スタッフ人件費
茶 菓 代	団体関係者の打合せ会等飲食費
そ の 他	助成の申請及び報告に要する経費等

※助成金による経費の執行は、原則現金払いです。

個人のクレジットカード払いによるポイントや金券支払いによる差額を得ることはできません。

## 6. スケジュール



## 7. 応募

(1) 申請の手引き、申請書の配布(令和8年2月中旬より配布開始)

区社協窓口での受け取り、または区社協ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請書類の作成

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

①申請書(様式1～4)

②団体規約

③役員名簿

④パンフレット、チラシ、写真等、団体の活動内容がわかるもの

⑤令和7年度 収支決算書 ※令和7年度の活動実績がない場合は不要

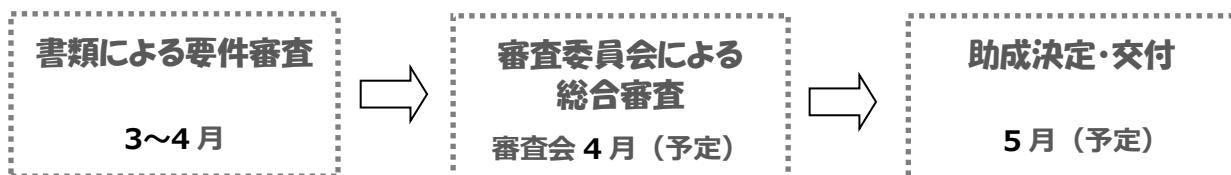
### ＜留意事項＞

- ※申請書は、所定の様式を使用してください。(WORD または PDF 形式)
- ※申請書の記入は、パソコン入力または、ボールペンで記入してください。

(3) 申請書類の提出（令和 8 年 3 月 13 日〆切）※事前相談の場合のみ郵送・メール可（必着）  
※申請書（様式 1～4）は製本せず、提出してください。  
※受領した申請書類は、審査結果に関わらず一切返却いたしません。  
※申請団体の控えとして、申請書のコピーを必ずお手元に保管しておいてください。

## 8. 審査

審査と助成決定は、下記の流れで実施します。



### (1) 審査方法

#### ①書類による要件審査

書類による要件審査の結果、不採択となった申請案件については、その理由を付して、書面により申請団体に通知します。

#### ②総合審査

要件審査を通過した申請案件については、兵庫区の多様な「かよい」の場運営費助成審査委員会にて、事業の企画内容について、地域福祉への寄与度・協働性、運営遂行力、必要性、妥当性、先駆性、独創性、将来性等、期待される効果を総合的に考慮し審査します。

### (2) 審査結果の通知

全ての審査終了後、1 週間程度で申請団体に審査結果を通知します。

※助成団体に決定した場合でも、助成決定額は、申請額を下回る場合があります。

## 9. 助成金交付

助成決定した団体等へは、審査結果の通知とともに助成金請求書をお渡ししますので、速やかに提出してください。この助成金請求書を受理後、指定口座に助成決定額を一括で振り込みます。

## 10. 助成事業の実施

助成決定した団体等は、助成対象となった事業を実施します。

事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月末日とします。

選考結果によらず事業に取り組まれる場合は、審査結果を待たずに事業を開始していただいて構いません。

申請書に記載のない経費は助成対象とはなりませんので、その場合も必要経費として申請書に記載をしておく必要があります。

また、助成事業は原則申請書に記載した内容から変更することはできません。ただし、助成額が申請額より減額して決定した場合や、事業を実施する中で必要が生じた軽微な変更に限り事業計画変更届を提出し、許可を得たうえで変更することができます。

## 11. 報告・精算

### (1) 事業の実施報告

助成金を活用して実施した事業について、報告書類をご提出いただきます。

助成事業完了後、1ヶ月以内に事業の実施報告書類をご提出ください。ただし、報告の最終締切は、令和9年3月31日とします。

実施報告に必要な書類は、以下のとおりです。

- ①事業助成報告書（様式8）
- ②収支決算書（様式9）
- ③領収書の写し ※助成対象経費の執行確認ができる書類
- ④記録写真
- ⑤パンフレット、チラシ等

### (2) 助成金の精算

事業終了後、余剰金等による返還額が発生した場合、助成金交付額との差額は精算が必要となります。口座への返金は、令和9年3月31日を期限といたします。

## 12. 情報公開

助成の実施にあたっては、決定した助成先や助成額、また、当該助成金を活用して行われる事業の実施状況等について、区社協ホームページや広報誌等により、情報を公開しますので予めご了承いただき、情報公開に伴う情報提供や取材等にご協力くださいますようお願いします。

なお、情報公開にあたりプライバシーへの配慮が必要な場合等については、個別にご相談させていただきます。

## 13. 問い合わせ・申請先

〒652-8570

神戸市兵庫区荒田町1-21-1 兵庫区役所内

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 兵庫区社会福祉協議会

「兵庫区の多様な「かよい」の場運営費助成」係

TEL: 511-2111 / FAX: 574-5771

E-mail:info@hyogoku-shakyo.or.jp / URL:https://hyogoku-shakyo.or.jp

※本助成は、2026年度神戸市一般会計予算の成立および社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会の予算理事会評議員会の承認を前提として行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や助成額を変更することができます。

※本助成は2026年度をもって終了の予定です。